

# AT ガイド等海外派遣研修事業（2次募集）募集要項

## 1 趣旨

令和5年(2023年)9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本(ATWS2023)がアジアで初めて実地開催されたことを受け、アドベンチャートラベル(AT)の適地・北海道としての注目が高まっているところです。今後、道では、欧米豪などから訪れるAT顧客のニーズに応えるため、語学力はもとより、知識や技能に優れたツアーガイドの育成・確保に取り組むこととしています。

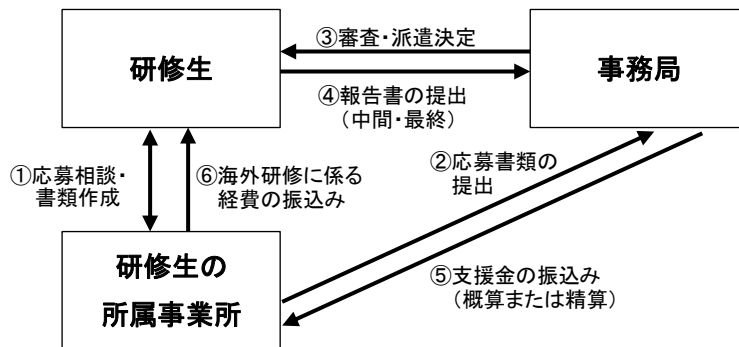
本事業では、道内で活動するガイドを対象に、ATの先進地におけるガイドの技能を学ぶ海外研修等に派遣することで、知識や技能の向上を図るとともに、本道のAT普及拡大に貢献するガイド人材の育成を図ることを目的としています。

## 2 事業概要

本事業では、北海道内のアウトドアガイド等のガイド業を営む事業所を対象に、北海道のATの発展に貢献する意思のあるガイド(契約ガイドを含む)への支援として、ガイド技能を実践的に学ぶための海外研修に必要な経費の一部を支援します。

応募に当たり、海外での研修活動の内容や、研修での学びを本道におけるATの発展に活かすための計画を企画・立案するものとし、帰国後は、研修先で得た知識や技能、経験等を道内のガイドへ共有する場として、報告会に出席することとします。

### 【公募スキーム】



## 3 支援の対象

### (1) 対象となる研修の内容

ア 以下の(ア)から(ウ)のいずれかに該当するか、または(ア)から(ウ)の複数を組み合わせた研修であること。

※ 語学研修のみ、あるいは語学研修が過半を占める計画は支援の対象となりません。

(ア) 海外ガイド事業所におけるインターンまたはOJT研修等

(イ) アウトドアガイド養成学校等が開講するコース等の受講

(ウ) ガイドが同行するツアー等への参加

※ 複数回同じツアーへ参加することにより、催行事業者のガイド技術を学ぶことを想定しています。

イ 研修の内容が、Adventure Travel Trade Association が定めるガイド基準「Adventure Travel Guide Standards」において、必要な中核的能力として挙げられている以下の5分野のいずれかを含むこと。

(ア) 持続可能性

(イ) 技術的能力 (アクティビティを含む)

(ウ) 安全・危機管理

(エ) 顧客サービスとグループマネジメント

(オ) 自然・文化・歴史の解説

(2) 研修計画の要件

ア 令和6年(2024年)10月中旬から令和7年(2025)1月31日までの間に諸外国において研修が開始され、令和7年(2025年)2月28日までに帰国する計画であること。

イ 研修先における各受入機関(以下、「受入機関」という。)が研修開始前までに確保できること。

ウ 受入機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画であること。

※ 応募時点で受入機関の所在地が「レベル1」以下であっても、留学開始時点又は留学中に「レベル2」以上となった場合は、原則、支援金の支給対象外となります。

※ 国際情勢の変化、感染症の拡大状況などによっては、本事業の募集中止、留学の延期や中止などにより支援ができなくなる場合があります。

4 支援の内容

派遣研修生の所属事業所に対し、研修生の海外での滞在費(宿泊料、食卓相当料)、往復渡航費、海外研修の受講に必要な経費、従業員の充足に要する経費(以下「支援金」という。)を支給します。

(1) 支援金の上限額

200万円

※ 上限額を超過した研修計画も可としますが、超過分の費用は自己負担となります。

(2) 支援金の内訳

別紙1のとおり。

(3) 支援金の支給方法

支援金の支給は、事業者へ口座振込により行います。研修期間中に係る滞在費等の経費は、事業者から派遣研修生(従業員)へ直接支給してください。

また、概算払いによる支給も可とします。詳細は「ATガイド等海外派遣研修事業支援金交付要綱」を参照してください。

## 5 派遣予定人数

5名程度 ※ 応募・審査の状況等により変動します。

## 6 派遣研修生の要件

本事業の対象者は、日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者で、次に掲げる要件を全て満たす者となります。

- (1) 北海道内に事業所を有するガイド事業所に所属していること（契約ガイドを含む）。
- (2) 令和6年（2024年）4月現在、「北海道アドベンチャートラベルガイド認定等制度実施要綱」第3に定める認定区分にあるガイドに1年以上従事していること。（別表1のとおり）
- (3) 海外での活動等に必要な査証を確実に取得できること。
- (4) 本事業により支援を受ける海外での活動等の経費について、他団体等からの支援金を重複して受給していないこと。
- (5) 英語で意思疎通ができること。  
※ CEFR 換算で B2 相当以上  
(実用英語技能検定：準1級、TOEIC L&R /S&W 1560～1840、IELT：5.5-6.5、  
TOEFLiBT：72-94) \* TOEIC L&R /S&W は S&W のスコアを 2.5 倍にして合算したスコアで判定
- (6) 研修終了後、原則として3年以上、受講した研修と同一のアクティビティガイド等として引き続き従事する意思を有すること。
- (7) 研修終了後、(公社)北海道観光機構及び北海道の AT 推進に係る各種施策へ協力すること。

## 7 派遣研修生の在籍事業所等の要件

派遣研修生の在籍事業所等は、次の(1)から(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 海外派遣中の研修生の活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 海外派遣中の研修生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- (3) 派遣研修生の支援に係る事務手続きを行う体制を有すること。

## 8 選考における審査の観点

審査では、応募者の作成した計画書をもとに、書類審査及び面接審査を行い、海外での研修に対する意欲、研修内容の妥当性、英語能力、研修成果の北海道への貢献性などについて総合的に審査します。審査の主な観点は次のとおりです。

### (1) 書類審査

書面により、要件や適切な申請額になっているかなどについて審査を行います。

### (2) 面接審査

以下の項目に基づき審査を行います。

#### ア 意欲・熱意

- ・ 志望動機に意欲や熱意があること

#### イ 目的、達成目標

- ・ 明確な目的、達成目標が適切に設定されていること

ウ 計画内容

- ・ 目的、達成目標と計画内容・研修期間が妥当であり、スケジュールが適切で実現性があること
- ・ 海外研修での活動により成長が期待でき、成果とその測定方法が適切であること

エ 所属事業所の評価・支援

- ・ 所属事業所において十分な活動実績があり、本研修への応募について事業所からの理解と支援が得られること

オ 北海道への貢献

- ・ 研修で得た成果を本道の AT 発展のために活かそうとしていること

カ コミュニケーション能力

- ・ 英語でのガイディングに必要な語学力を有すること
- ・ 対人コミュニケーションに必要な対応力や柔軟性、調整力があること

キ ストレス耐性及びリーダーシップ

- ・ 強いストレス下でも、感情や行動を前向きにコントロールし、状況を客観視して期待される役割を果たせること

9 提出書類

次の書類を以下の事務局に郵送（特定記録、簡易書留など配達記録が残る方法によること）またはメールにて提出してください。

(1) 申請書類（紙媒体または電子媒体）

- ア AT ガイド等海外派遣研修事業 申請書（第 1 号様式）
  - イ AT ガイド等海外派遣研修事業 研修計画書（第 2 号様式）
  - ウ 履歴書及び職務経歴書（様式任意）
  - エ 志望理由書（第 3 号様式）
  - オ 研修先機関の受入許可書等、研修計画の実現性を証明できる文書等の写し
- ※ 申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

(2) 提出期日

令和 6 年（2024 年）10 月 21 日（月）17 時（必着）

(3) 提出先

事務局：公益社団法人北海道観光機構  
住 所：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階  
連絡先：011-231-0941  
担 当：観光戦略部 佐藤・角

10 スケジュール

(1) 質問受付（任意・随時）：令和 6 年（2024 年）9 月～

※ 応募要件及び添付書類の要否の確認、事業計画書の記載方法などの事前相談を受け付けますので、応募内容で不明な点がある方は事前にご相談ください。

質問事項については、個人や事業所を特定できる情報を除いた形で取りまとめ、「質問と回答」として公表します。

(2) 書類審査：令和6年(2024年)10月下旬 ※ 提出期限：10月21日(月)17時必着

(3) 書類審査結果の通知：令和6年(2024年)10月下旬

※ 書類審査通過者には、面接審査の日程等を通知します。

(4) 面接審査：令和6年(2024年)10月下旬

会場：北海道観光機構会議室(予定) ※ 希望する場合はオンラインにて実施します。

審査方法：個別面接

※ 必ず、当該研修の責任者及び派遣予定者の2名で出席してください。

(5) 面接審査結果の通知：令和6年(2024年)10月下旬～11月上旬

※ 派遣内定者には、渡航前にオリエンテーションを受講いただきます。(オンライン)

(6) 交付申請：令和6年(2024年)11月上旬～11月中旬

(7) 交付決定：令和6年(2024年)11月中旬

(8) 海外研修の開始：交付決定日以降(令和7年(2025年)1月31日までに開始)

※ 必要に応じ、支援金の概算払いの申請を行ってください。

(9) 帰国：随時(令和7年(2025年)2月28日までに帰国)

(10) 「成果報告書」及び「実績報告書」、請求書の提出：帰国後30日以内

(11) 研修費用の精算及び支払い：(8)の書類提出後、令和7年(2025年)3月迄

(12) 報告会：未定(令和7年(2025年)2月以降に開催予定)

※ オンラインで実施する場合があります。

研修日程や書類提出時期により、順序が前後する場合があります。

## 11 本事業で支援を受けた者に伴う責務

次のとおり、海外研修中及び帰国後の報告を行ってください。

### (1) 海外研修中

活動等に支障のない範囲で原則として毎月、研修中の活動状況を、その様子についての写真を添付して、事務局に報告する必要があります。なお、研修期間が1ヶ月未満の場合は、実施確認を兼ねて、研修期間中に1回以上、活動状況について写真を添付して報告する必要があります。

また、報告内容は、(公社)北海道観光機構及び北海道のホームページ等に全部又は一部を掲載することがあります。

### (2) 帰国後

令和7年(2025年)3月頃に予定している報告会に出席し、研修での成果等を発表してください。

また、(公社)北海道観光機構及び北海道が実施するAT推進に係る事業へ積極的に参加してください。(依頼があった場合は、業務の都合などやむを得ない場合を除き、原則参加してください。)

## 12 研修計画等の変更

交付決定後に、研修時期や研修先機関等に変更が生じ、計画の内容や支援金の額に影響を及ぼすこ

とが明らかになった場合、研修者は速やかに事務局に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

### 13 支援の取消または支援の打ち切り等

以下のような場合に派遣研修生への支援を取り消し、既に支給している支援金の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「3 (2) 研修計画の要件」「6 派遣研修生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 受入機関において研修が中止される等、派遣の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された研修計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと北海道観光機構及び北海道が判断した場合

### 14 留意事項

- (1) 研修生が現地での留学・研修等に従事することにより、留学・研修先等から収入を得る場合（有償インターンシップ等）であっても、当該収入により留学等の経費がまかなえるような著しく高額なものである場合を除き、支援の対象になります。なお、所属する事業所等から留学・研修期間中も支給される給与等は得ることが可能です。
- (2) 海外での研修期間中は、研修に専念する義務があります。原則として、特段のやむを得ない事由以外で一時帰国することは認められません。（一時帰国等に伴う航空運賃等は自己負担となります。）
- (3) 提出書類については、記載内容を照会することがありますので、必ず写しを保管願います。
- (4) 本事業による支援を受ける者は、海外研修に当たって研修先の安全情報に十分注意し、万全な安全対策を図り、随時状況確認ができるよう、研修生や受入機関、事務局等との連絡を密にするようにしてください。
- (5) 派遣研修生は、外務省海外安全ホームページで発表されている危険情報レベル及び感染症危険情報レベル、日本からの研修の受入体制などを確認するとともに、安全情報の収集手段として、外務省領事サービスセンター（海外安全相談班）の情報提供サービス等を活用してください。

研修先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、研修先の国・地域の変更を指示することや派遣研修生としての支援を見合わせる場合があります。

また、3ヶ月以上の研修を予定する場合は、渡航後、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。

（海外へ渡航される皆様へ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>）

- (6) 派遣研修生の決定にあたり、研修計画に対し、（公社）北海道観光機構及び北海道が内容変更等について意見を付す場合があります。

15 個人情報の取扱いについて

本事業への応募に関して提出された個人情報は、本事業のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、受入機関や在外公館、行政機関等の関係機関等に対し、必要に応じて共有する場合がありますが、その他の目的には利用しません。

16 問合せ先

事務局：公益社団法人北海道観光機構

住 所：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

電 話：011-231-0941

メール：[n\\_sato@visithkd.or.jp](mailto:n_sato@visithkd.or.jp)、[t\\_sumi@visithkd.or.jp](mailto:t_sumi@visithkd.or.jp)

担 当：観光戦略部 佐藤・角

別表1 北海道アドベンチャートラベルガイドの認定区分

分野	ガイドの定義
山岳（夏山）	主に登山道を使用して、利用者を無積雪期に山岳地域に案内し、自然解説や登山技術の指導を行う者
山岳（冬山）	かんじき・スノーシュー・スキー等を使用して、利用者を積雪期に山岳地域に案内し、自然解説や登山技術の指導を行う者
自然	主に登山道や遊歩道を使用して、利用者に対し自然の案内及び解説を行う者
カヌー	カヌー又はカヤック等を使用して、利用者を河川や湖沼に案内し、操船技術指導や自然解説を行う者
ラフティング	ラフトボートを使用し、利用者を河川に案内する者
トレイルライディング	馬を使用して、利用者を自然の中へ案内する者
サイドカントリー	ピッケル、アイゼン、ロープなどを使用せず登高できる雪山で、スキー場・一般道路終点等から登行時間2時間かつ標高差400mの範囲内で斜度30度以下のエリア（ただし、帰路に50m以上の登り返しがないこと）において、スキー・スノーボード等のガイドを行う者
バックカントリー	ピッケル、アイゼン、ロープなどを使用せず登高できる雪山において、スキー・スノーボード等のガイドを行う者
サイクリング	日本独特の交通事情を把握し、スポーツ自転車の正しい扱い方を体得しており、自転車を使用してサイクリングのガイドを行う者
スタンドアップパドルボード（SUP）	スタンドアップパドルボード（以下「SUP」という。）を使用して、河川及び湖沼において、SUPの操作技術及び安全指導やガイドを行う者
スルーガイド	アドベンチャートラベルについての十分な理解と北海道（地域）に関する多様な情報を持ち、自身もツアーに参加しつつ、顧客管理を担い、ツアー参加者とアクティビティガイドを含めた地域関係者及び旅行会社等との橋渡しを行う者